

# 一人乗り用ぶらんこの検査マニュアル

昭和55年5月1日  
製品安全協会

## 安全性品質について

1. 構造、外観及び寸法の検査は、ぶらんこを水平、平坦な床面などに静置して行うものとする。

### 1.(1) 認定基準

- イ. 「組立ては簡単で」とは、組立てが誤りなくでき、かつ、微調整を必要としない構造であって、取扱説明書によって組立てたとき製品の性能に著しいばらつきが生じない構造をいう。
- ロ. 「……変形等」には、著しい曲り、傾き又は、き裂、破損などを含むものとする。

### 1.(2) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが、容易にひっかからない形状をいう。

### 1.(3) 認定基準

「使用時」には組立ても含むものとする。

### 1.(3) 基準確認方法

組立部、切断部分、折り曲げ部分、かしめ部などにおいて傷害を与える恐れのある部分には、容易にはずれたりこわれたりしない構造のものでカバーされているか又は、面取りの加工などが施されていること。

### 1.(4) 認定基準

「……等」には、布等の柔軟性を有するものは、含まないものとする。

### 1.(4) 基準確認方法

測定は栓ゲージ又は、これと同等以上の精度を有するもので行うものとする。

### 1.(5) 認定基準

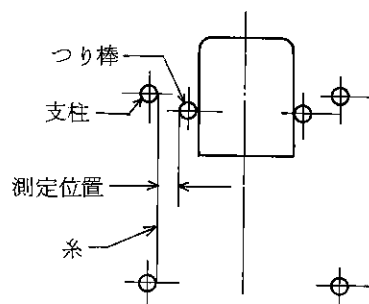
「……確実に」とは、組付け部に5キログラム程度の力で前後、左右、上下の操作できる方向へ数回力を加えたとき、破損、外れ、著しいゆるみ又は、曲り等が生じないことをいう。

### 1.(7) 認定基準

「……保護わく」には、十分な剛性を有する丸棒等で構成されているものも含むものとする。

### 1.(8) 基準確認方法

- イ. 測定は、鋼製直尺又は、これと同等以上の精度を有するもので行うものとする。
- ロ. 測定は、下図のように前後の支柱を糸等で結びつり棒を支柱に最も近づけた状態で各支柱位置にて行うものとする。



1.(9)、(10)、(11)、(12)、(13) 基準確認方法

測定は、1.(8)基準確認方法ロ.に同じ。

1.(15)、(16) 基準確認方法

測定は、ノギス又は、これと同等以上の精度を有するもので行うものとする。

1.(17) 基準確認方法

測定は、分度器又は、これと同等以上の精度を有するもので行うものとする。

1.(18) 認定基準

- イ. 「容易に開閉できない機構」とは、フレームわくを使用状態に組立てた後、フレームわくの開閉方向に力を加えたとき、フレームわくが開閉しない構造をいうものとする。
- ロ. 「容易に取外しのできない保護カバー」には、布等の柔軟性を有するもの又は、ホック等で固定されている構造のものは含まないものとする。

1.(19) 基準確認方法

荷重は、ばねばかり若しくは重錘又は、これと同等以上の性能を有する装置により加えるものとする。

2.(1)(a)、(b)、(c)及び2.(2)(a)、(b)、(c) 基準確認方法

- イ. 滑り止め具は、高さ20ミリメートルの木製とする。
- ロ. 「傾斜させたとき」とは、平坦な傾斜板上にぶらんこを水平に静置した後、傾斜板の角度を所定の角度まで徐々に変化させることをいう。

3.(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) 認定基準

「……使用上支障のある変形」とは、組立、折り畳み操作が円滑かつ確実に行えない状態も含むものとする。

3.(1) 基準確認方法

荷重は重錘又は、これと同等以上の性能を有する装置により加えるものとする。

3.(4) 基準確認方法

荷重は、3.(1)基準確認方法に準ずるものとし、脚部が持ち上がる場合は、後脚を固定するものとする。

3.(5) 基準確認方法

- イ. 荷重は重錘若しくはばねばかり又は、これと同等以上の性能を有する装置により加えるものとする。
- ロ. 「座面と背もたれとの角度を任意の角度とし」とは、背もたれを最も立てた状態で行うのを原則とする。

3.(6)、(7) 基準確認方法

荷重は3.(5)基準確認方法イ.に準ずるものとする。

3.(7) 基準確認方法

- イ. 荷重は、ばねばかり又は、これと同等以上の性能を有する装置により加えるものとする。
- ロ. 股ベルトは丸棒以外に接触しないように保持するものとする。

### 3.(8) 基準確認方法

- イ. 荷重は、3.(7)基準確認方法に準ずるものとする。
- ロ. 「シートベルトを任意の長さに調整し」とは、ローラがシートベルトの長さ調整金具に接触しない範囲内でローラ付ブロックが背もたれに近接して保持できるよう調整することをいう。

### 3.(10) 認定基準

「使用上支障のある変形」の解釈は3.(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)認定基準に同じ。

### 3.(10) 基準確認方法

フレームわく上部に保護カバーが使用されているものにあつては、カバーを外して行うものとする。

### 4. 基準確認方法

砂袋は動かないよう座席に固定するものとする。

### 5. 基準確認方法

- イ. 砂袋は動かないよう座席に固定するものとする。
- ロ. 往復操作を行うための荷重点は背わく上部中央とする。

### 6.(1) 認定基準

- イ. 「耐食性材料」とは、ステンレス鋼、アルミニウム合金等をいう。
- ロ. 「防せい処理が施されている」とは、メッキ、塗装等が施されている状態をいう。

### 6.(2)(a) 基準確認方法

- イ. 部品又は、付属品の色違いのものについては、色ごとに衛生試験を行うものとする。
- ロ. 複合体で表裏の構成の異なるもの（例えばビニール、レザークロス）で片面のみが幼児に接触すると認められるものは、その片面について衛生試験を行うものとする。
- ハ. 試験試料の大きさ約10×20センチメートルの範囲で、柄、模様面（印刷面を含む）が単色になる場合は、単色ごととし、混色になる場合には、混色で試験を行うものとする。
- ニ. 本試験は、製造メーカー又は、公的検査機関の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）の写しの提出があれば省略することができる。

### 6.(2)(b) 基準確認方法

本試験は、6.(2)(a)基準確認方法ニと同様に証明書の写しの提出があれば省略することができる。

### 7. 認定基準

付属品で安全性に関連すると思われる場合は製品安全協会と協議するものとする。

## 表示及び取扱説明書について

### 1. 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は、布でこすったとき、消滅又は、はく離しないことをいう。